



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲B79～88）

2008（平成20）年12月5日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 寿 男  
ほか41名



番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲B 79	八ッ場ダムの治水問題に関する意見書	H20.10.27	嶋津暉之	利根川の洪水被害低減のために八ッ場ダムが役立つのは計算上もきわめてまれな場合であること、実際の洪水には八ッ場ダムは役に立たないこと、国土交通省はカスリーン台風再来によって利根川の堤防が決壊し金額にして34兆円の被害が発生することを防止するために八ッ場ダムが必要と主張するが、カスリーン台風が再来しても、利根川の堤防は決壊しないこと等	写し
甲B 80	佐藤謙一郎衆議院議員の資料照会に対する回答	H16.3月	国土交通省	1998年9月16日洪水、2001年9月10日洪水、2002年7月11日洪水の痕跡水位	写し
甲B 81 の1	八ッ場ダムの必要性の根拠に関する質問主意書	H20.10.9	大門実紀史・紙智子	八ッ場ダムの工期延長に伴い平成19年12月21日に開催された事業再評価委員会に提出された資料において、八ッ場ダムの洪水調節に係る便益が8276億円と算出されている根拠について、大門実紀史・紙智子参議院議員が行った質問の内容	写し
甲B 81 の2	答弁書	H20.10.21	内閣総理大臣麻生太郎	甲B81の1に対する政府答弁書の内容。八ッ場ダムの洪水調節に係る便益算出の前提となった氾濫計算の根拠が説明されているが、氾濫計算において設定した氾濫ブロックの範囲等について「関係する資料が保存期間を経過しているため、具体的にお答えすることは困難である」等と答弁されている	写し

甲 B 82	利根川ダム 統管理事務 所ホーム ページ		国土交通 省利根川 ダム統合 管理事務 所	国土交通省ホームページに「昭和 22 年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定される洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より 185 km 地点）では、22000 m <sup>3</sup> /s が流れると予想されます」との記述があること	写し
甲 B 83	利根川上流 ダム群再編 事業（実施 計画調査）		国土交通 省関東地 方整備局	国土交通省は、カスリーン台風再来の場合、利根川上流にダム群がなければ八斗島地点には毎秒 22000 m <sup>3</sup> の洪水が襲い、破堤した場合の首都圏の被害額は 3.4 兆円にのぼると推定していること	写し
甲 B 84	利根川水系 河川整備基 本方針 基 本高水等に 関する資料	H18.2.14	国土交通 省	利根川の河川改修は、既定計画の計画洪水流量を目標に実施され、大規模な引堤を含む築堤が行われて、堤防高は概ね確保されており、すでに橋梁、樋管等多くの構造物も完成していること、現在の河道で処理可能な流量は八斗島地点で 16500 m <sup>3</sup> /s であり、これが国の計画洪水流量と定められていること、直轄管理区間の堤防が全川の約 95% にわたって概成（完成、暫定）していること等	写し
甲 B 85	(欠番)				
甲 B 86	八ッ場ダム 工事事務所 ホームペー ジ		国土交通 省八ッ場 ダム工事 事務所	国土交通省は、八ッ場ダムの洪水調節の目的を、首都圏の平野部の洪水の低減のためと設定していること	写し
甲 B 87	(欠番)				
甲 B 88	八ッ場ダム 建設事業の 治水（公 共）に関す る費用便益 比の計算根 拠を示す資 料	H17.9.9	国土交通 省関東地 方整備局	八ッ場ダムの治水費用等に関して便益を受ける地区が、八斗島地点から銚子の河口まで下流部一帯であって、ダム建設地はダムの治水効果を受けないこと	写し

以上